ミレニアム・プロジェクト「電子政府の実現」

平成１４年度　事業実施報告書

平成15年5月

目　次

【認証基盤構築】

【府省名： 総務省 】

実施施策名	ブリッジ認証局のシステム構築
当該施策に係る実現目標	行政手続のオンライン化を実現するため、政府認証基盤(GPKI)の各府省の認証局と相互接続し、電子署名及び認証業務に関する法制度に基づく民間認証局並びに商業登記に基礎を置く電子認証システムと相互認証するブリッジ認証局のシステム構築・運用を行う。
本施策の効果	申請・届出等手続のインターネットによるオンライン化を一層推進することが可能となり、申請者の負担軽減、利便性の向上を国民一般に広く実現できることから、行政サービスの飛躍的向上に資する。

事 業 計 画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	システム構築・実証実験	システム運用開始 ・平成１３年４月より運用開始 ・先行３省認証局との相互認証を実施 ・商業登記認証局との相互認証を実施 ・電子署名法に基づく認定を受け、かつブリッジ認証局との相互認証のために必要な要件を満たした民間認証局との相互認証を逐次実施	システム運用 ・各府省認証局との相互認証を逐次拡充 ・民間認証局との相互認証を逐次実施 ・バックアップシステムを整備・運用	システム運用 ・地方公共団体認証局との相互認証を実施 ・民間認証局等との相互認証を逐次実施。 ・バックアップシステムを運用
所要経費 予算措置(千円)*	940,366	591,652 （補正： − ）	1,017,628	1,824,650
（内訳） 開発等、一時的に要する費用	*940,366*	*0* （補正： − ）	*41,244*	*0*
運用等、恒常的に要する費用	*0*	*591,652* （補正： − ）	*976,384*	*1,824,650*

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） ・CP/CPSに基づき、ブリッジ認証局を着実に運用。 ・本番システムの代替としての機能を有するバックアップシステムを整備・運用。 ・府省認証局等との相互認証を着実に実施。（12府省認証局、5民間認証局等） （具体的な事業実施内容） ・府省認証局等との相互認証のための審査等を逐次実施。
平成15年度の事業実施に向けての課題等(本年度の反省点等)	ブリッジ認証局CP/CPSに基づき、外部監査を適切に実施する。
平成15年度の事業実施計画・方針等（本年度の改善点）	ブリッジ認証局（バックアップシステムを含む。）を着実に運用する。また、民間認証局、地方公共団体の組織認証基盤に係る認証局、公的個人認証サービスに係る認証局等との相互認証を逐次行う。
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	府省間における連絡・調整の場を活用し、政府認証基盤に係る仕様等の策定・見直しや民間認証局等との相互認証を行うなど、各府省及び民間との連携・協力を図りつつ本施策を推進している。

相互認証の実施状況

	相互認証了承年月日	行政機関側	申請者側	備　考
平成１３年度	平成１３年 ５月３０日	・経済産業省認証局 ・国土交通省認証局	・商業登記制度に基礎を置き法人代表者等を認証する認証局（商業登記認証局）	「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証実施について」（平成１３年５月３０日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承）
	平成１４年 ２月２２日	・総務省認証局	・日本認証サービス株式会社 AccreditedSignパブリックサービス２に係る認証局	「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証実施について」（平成１４年２月２２日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承）
平成１４年度	平成１４年 １２月１８日	・金融庁認証局 ・法務省認証局 ・厚生労働省認証局	－	「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証実施について」（平成１４年１２月１８日行政情報システム関係課長連絡会議了承）
	平成１５年 ２月２８日	・防衛庁認証局 ・財務省認証局 ・農林水産省認証局 ・環境省認証局	・日本電子認証株式会社 AOSignサービスに係る認証局 ・エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社 e-Probatio PSサービスに係る認証局	「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証実施について」（平成１５年２月２８日行政情報システム関係課長連絡会議了承）
	平成１５年 ３月２４日	・警察庁認証局 ・文部科学省認証局	・東北インフォメーション・システムズ株式会社 TOiNX電子入札対応認証サービス係る認証局	「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証実施について」（平成１５年３月２４日行政情報システム関係課長連絡会議了承）

【府省名 ： 経済産業省】

実施施策名	各省認証局（ＣＡ）を構築
当該施策に係る実現目標	経済産業省所管全法令に係る申請・届出等手続のオンライン化を実現するため、総務省が管理・運用しているブリッジ認証局と整合性のとれた経済産業省認証局を運用する。
本施策の効果	認証局の運用により、当省からインターネット等を利用しオンラインで発出する行政文書の真正性を証明することが可能となる。

事 業 計 画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	システム構築 実証実験 ◀——▶	機能高度化 実証実験 ◀——▶ 必要な機能の高度化を行うとともに、実証実験および運用を行う	運用 ◀—— 前年度までに高度化されたシステムの運用を行う	運用 ——▶ システムの安定運用を行う
所要経費 予算措置(千円)*	199,720	104,760	17,053	24,257
（内訳） 開発等、一時的に要する費用	199,720	96,846 （補正： ）		
運用等、恒常的に要する費用		7,914 （補正： ）	17,053	24,257

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） 発行した官職証明書の運用・管理を実施する一方、システムの安定運用を実現するための運用保守業務アウトソーシング化およびCP/CPSへの準拠性監査を実施。 （具体的な事業実施内容） ・証明書の管理、運用 ・システム運用保守支援要員のアウトソーシング ・日本語官職名称に対応するための運用管理規程の改訂 ・CP/CPSへの準拠性監査実施
平成15年度の事業実施に向けての課題等(本年度の反省点等)	運用担当職員へのシステムの操作方法及び運用手順の教育の徹底が重要。
平成15年度の事業実施計画・方針等（本年度の改善点）	・定常業務（証明書の発行、管理） ・申請・届出のオンライン化の本格化に向けたシステムの安定稼動の実現。 ・CP/CPS準拠性監査の結果を踏まえた、システム構成、運用の見直し及び改善の実施。 ・CP/CPS準拠性監査の実施（毎年１回実施）
参考事項 （関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	

（参考）

経済産業省認証局の運用状況

１．目的

経済産業省認証局は、行政機関に対する各種申請や許認可等に係る手続きをオンライン化するにあたり、送信文書及び送信者に関する真正性を確認する政府認証基盤（GPKI）を確立するため、平成１２年度に構築され、平成１３年度には認証局の本格運用に向けたシステムの高度化、運用体制及び監査体制の検討を行い、運用手順書等の各種ドキュメントを整備したところである。

平成１４年度は、前年度に整備したドキュメントに基づいた運用を行い、各種電子申請にGPKIを用いた真正性確認の仕組みを提供する。また、認証局の運用・保守作業のアウトソース化、及び第三者による監査を実施し、より安定した認証局運用を実現する。

２．実施内容

(1)証明書の管理・運用

平成１３年度に既に発行している官職証明書の信頼性を保つため、運用手順に基づき適切に管理・運用を実施した。

(2)運用・保守のアウトソーシング

認証局システムを安定的に運用するためには、PKI技術を初めとするコンピュータ技術に精通した要員の確保が必要不可欠であり、また、障害発生時における迅速な対応体制を維持することも必要であることから、運用・保守業務の一部を専門知識を有する業者に委託した。

(3)運用管理規程（CP/CPS）改訂

「政府認証基盤相互運用性仕様書」が改定され、官職証明書に日本語官職名を表記するためのプロファイルが追加された。これを受け、経済産業省認証局においても「政府認証基盤相互運用性仕様書」との整合性を保つためCP/CPSを改定し、発行する官職証明書へ日本語官職名を表記することとした。

(4)準拠性監査

CP/CPSに基づき、経済産業省認証局システムの信頼性及び安全性を高めるため、経済産業省認証局システムの実運用のCP/CPSへの準拠性監査を外部の監査機関により実施した。

３．今後の予定

電子申請の本格運用に向け、安全性及び効率性の高いシステム運用を実施する。

具体的には平成性１４年度の準拠性監査において指摘された事項を検討し、より安全性が高く、かつ証明書発行・管理業務の効率性を考慮した認証局システム運用が実施できるよう、認証局システム及び運用方法の改善を図る。

また、準拠性監査はCP/CPSに従い毎年一回実施し、安全性の高い認証局システムの運用を維持する。

【府省名：国土交通省】

実施施策名	国土交通省所管法令におけるペーパーレス申請のシステムの整備・運用及び各府省認証局（CA）を整備
当該施策に係る実現目標	国土交通省所管法令における申請・届出等手続の電子化を図るとともに、総務省が構築したブリッジ認証局と整合性のとれた国土交通省認証局を運用する。
本施策の効果	電子政府の実現 行政手続に係る国民負担の軽減 行政サービスの向上

事　業　計　画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	システム構築 実証実験 ◀――▶	・受付システム及び認証局システム運用開始 ・法令手続の追加 ◀ ・12年度の実証実験を踏まえ受付システム及び認証局システムを構築し、13年6月に運用を開始 ・206手続についてオンライン化	・受付システム及び認証局システムの運用 ・法令手続の追加 ・542手続についてオンライン化	・受付システム及び認証局システムの運用 ・法令手続の追加 ▶ ・15年度電子化手続等（1，882手続）についてオンライン化
所要経費 予算措置(千円) *	519,813	515,681 （補正：3,165,000）	3,449,330	2,259,151
（内訳）　開発等、一時的に要する費用	*519,813*	*410,671 （補正：3,165,000）*	*2,929,336*	*1,659,756*
運用等、恒常的に要する費用	*0*	*105,010 （補正：　　　0）*	*519,994*	*599,395*

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） 平成14年度中にオンライン化予定の817手続のうち518手続についてオンライン化実施。 上記の他、平成15年度中にオンライン化予定の24手続について前倒しで実施。 なお、平成14年度のオンライン申請件数は1，722件である。 （具体的な事業実施内容） ・オンライン化様式の開発 ・大量添付データ送受信技術の開発 ・納付情報管理システムの開発
平成15年度の事業実施に向けての課題等（本年の反省点等）	・第三者証明受信・発出システムの開発 ・代理人申請についての検討
平成15年度の事業実施計画・方針等（本年の改善点）	「国土交通省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」等に基づき、計画的に手続のオンライン化を図る。
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	

電子政府の実現
～申請・届出等手続のオンライン化～

IT戦略本部
決定

「e-Japan重点計画－2002」（H１４年6月）

国民等と行政との間の実質的にすべての申請･届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにするとともに、行政機関等の間、同一組織内等において書面で行われている手続についても、原則として2003年度までにオンライン化する。

国　民

申請書作成

申請書送信

許可書受領

民間認証基盤

電子
証明書

申　　請

インターネット

許 可 書 発 行

電子
証明書

◎国土交通省におけるオンライン化の進捗状況

	～H13年度	H14年度	H15年度
単年度計	206手続	542手続	1882手続
累　計	206手続	748手続	2630手続

【府省名:　総務省　】

実施施策名	各省認証局（CA）を構築
当該施策に係る実現目標	総務省所管法令に係る申請・届出等手続のオンライン化を実現するため、総務省の構築するブリッジ認証局と整合性のとれた総務省認証局を構築し、運用する
本施策の効果	総務省が、インターネットを利用し、許可等行政手続を行う場合に、申請者等がその通知文書等の真正性の確認を行うことが可能となる

事　業　計　画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	←実証実験→	運用	←→（総務省認証局としての利用拡大）	→
所要経費 予算措置(千円) *	399,730の内数	18,355（補正:　0　）	48,006	48,006
（内訳） 開発等、一時的に要する費用	399,730の内数	0（補正:　0　）	0	0
運用等、恒常的に要する費用	399,730の内数	18,355（補正:　0　）	48,006	48,006

平成14年度の事業実施状況	(本年度の目標に対する達成状況) ・ CP/CPSに基づき、総務省認証局を着実に運用 (具体的な事業実施内容) ・ 官職証明書の逐次発行。
平成15年度の事業実施に向けての課題等（本年度の反省点等）	・ 所管の独立行政法人等の電子署名の扱い。
平成15年度の事業実施計画・方針等（本年度の改善点）	・ 総務省認証局の着実な運用。
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	特に無し。

総務省認証局が認証した官職一覧

・総務大臣
・大臣官房長
・総務省大臣官房会計課課長補佐
・総務省大臣官房会計課契約第一係長
・総務省大臣官房会計課契約第一係
・総務省大臣官房会計課契約第二係長
・総務省大臣官房会計課契約第二係
・人事・恩給局長
・行政管理局長
・行政評価局長
・自治行政局長
・自治財政局長
・自治税務局長
・情報通信政策局長
・総務省情報通信政策局通信規格課長
・総合通信基盤局長
・統計局長
・北海道総合通信局長
・東北総合通信局長
・関東総合通信局長
・信越総合通信局長
・北陸総合通信局長
・東海総合通信局長
・近畿総合通信局長
・中国総合通信局長
・四国総合通信局長
・九州総合通信局長
・沖縄総合通信事務所長
・消防庁長官
・中央選挙管理会
・公正取引委員会
・公正取引委員会委員長
・公正取引委員会事務局経済取引局長

【府省名： 法務省】

実施施策名	商業登記に基礎を置く電子認証システムの構築
当該施策に係る実現目標	２０００年度までに、法務省において商業登記に基礎を置く電子認証システムを構築
本施策の効果	法人が行う行政手続をインターネットを利用し、ペーパーレスで行える電子政府の認証基盤の構築に寄与するものである。

事 業 計 画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	システム運用の開始	制度の定着及び運用する登記所の拡大を図る。	制度の定着及び運用する登記所の拡大を図る。	制度の定着及び運用する登記所の拡大を図る。
所要経費 予算措置(千円) *				
（内訳） 開発等、一時的に要する費用				
運用等、恒常的に要する費用				

平成14年度の事業実施状況	(本年度の目標に対する達成状況) 平成１４年度に新たに253登記所で運用を開始し（合計：348登記所。対象法人数：約309万法人（全法人の約87%））、計画どおり進捗している。 (具体的な事業実施内容) ・手数料の見直しを検討（平成１５年４月１日に引下げを実施） ・電子政府における各種の法人申請・届出システムへの対応拡大 ・自己署名証明書のハッシュ値の告示 ・各種広報活動の実施
平成15年度の事業実施に向けての課題等（本年度の反省点等）	・サービス提供の早期全国展開に努めるとともに、利用できる登記所の更なる拡大を図る。
平成15年度の事業実施計画・方針等（本年度の改善点）	・平成１５年度内に利用可能な法人の割合が９５％以上となるよう運用を拡大する。 ・手数料の見直し（引下げ）を実施する（平成１５年４月１日実施済み）。 ・電子政府・電子自治体における各種の法人申請・届出システムへの対応を拡大する。 ・各種広報活動を継続実施する。
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	

参考資料

平成14年度における事業実施状況及び今後の実施予定
― 商業登記に基礎を置く電子認証システムの構築関係 ―

1 平成14年度事業実施状況の概要

（1） 新たに253登記所において運用を開始（合計348登記所。対象法人数：約309万法人（全法人の約87％））

（2） 手数料の見直しについて検討を実施（平成15年4月1日に引下げを実施）

（3） 平成14年4月に商法改正（平成14年4月施行）に伴う会社関係書類（定款、議事録等）の電子化に対応

（注） 登記申請書の添付書類の電子化に対応して、会社代表者の署名に代えて、電子認証制度を利用した電子署名が利用可能となった。

（4） 平成14年10月に総務省の電子入札・開札システムに対応

（5） 平成14年末に防衛庁、金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省及び環境省などの汎用電子申請システムの稼動に対応

（6） 各種広報活動を実施

2 平成15年度の主な事業実施予定

（1） 平成15年度内に利用可能な法人の割合が95％以上となるよう運用を拡大

（2） 手数料の見直し（引下げ）を実施（平成15年4月1日実施済み）

（3） 厚生労働省の健康保険・厚生年金保険関連手続のオンライン運用、国税庁の電子申告及び東京都の電子入札などの各府省等の申請・届出システムへの対応を拡大

（4） 各種広報活動を継続実施

【府省名：総務省】

実施施策名	民間における認証基盤の法整備として電子署名・認証法制度の整備
当該施策に係る実現目標	電子署名・認証制度の円滑な実施
本施策の効果	電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めて、これを実施することで電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する。

事　業　計　画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	・関係政省令等整備 ・普及啓発活動実施	・法施行（平成13年4月1日　総務省・法務省・経済産業省共管） ・特定認証業務に関する認定制度の運用 指定調査機関等の指定等 認証業務の認定制度に関する外国との相互承認の検討 技術の進展等に対応するための認定基準等の検討 政省令等の見直し ・電子署名及び認証業務についての国民への普及啓発活動の実施 →		
所要経費 予算措置(千円) *				
（内訳）　開発等、一時的に要する費用				
運用等、恒常的に要する費用				

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） ・特定認証業務に関する認定制度の運用 ・認証業務の認定に関する国際相互承認に係る省令の制定 ・技術進展に対応する認定基準のための検討 ・電子署名及び認証業務に関する国民理解の醸成を図るための普及啓発活動の実施 （具体的な事業実施内容） ・特定認証業務の認定は１１件、審査中のものは4件（H14.3.31時点） ・国際相互承認に係る調査に代えて提出する書類の記載事項を定める省令を制定(H14.8.13) ・電子署名の方式、他の認証業務との誤認防止措置に関し特定認証業務の認定に係る指針を改正（H14.11.21） ・政府広報やセミナー開催等による普及啓発活動を実施
平成15年度の事業実施に向けての課題等（本年度の反省点等）	・電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるため、継続して普及啓発活動を実施する ことが必要 ・電子署名・認証業務に関する国際相互承認の実現を目指し、関係国との間で協議等を進める
平成15年度の事業実施計画・方針等（本年度の改善点）	・電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動の実施 ・特定認証業務に関する認定制度の運用 ・電子署名・認証業務に関する国際相互承認のため、国際会議等の場を通じた協議の実施 ・技術の進展に対応した認定基準とするための検討を行い、必要に応じて省令等の改正を実施
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	・国際相互承認に関しては、日韓FTA共同研究会、日豪経済協議、日EU行動計画に基づく会合において、個別に意見交換等を実施しているところ

電子署名及び認証業務に関する法律について

背景

インターネット上では、相手方と対面せずに情報のやり取りを行うため、発信者が本人であるか、情報が途中で改ざんされていないかについて、情報の受信者が確認しなければならない。その有効手段として暗号技術を応用した電子署名があり、その法的効力を明確にすること等により電子商取引の普及促進を図るため、総務省、法務省及び経済産業省の三省共管で「電子署名及び認証業務に関する法律」が平成 12 年 5 月に成立し、平成 13 年 4 月 1 日施行されたところ。

法律の概要

(1) 電磁的記録の真正な成立の推定（法第3条）

電磁的記録（電子文書等）は、本人による一定の電子署名が付されているとき、真正に成立したものと推定する。　⇒ 手書き署名や押印と同等に通用する法的基盤を整備。

(2) 認証業務に関する任意的認定制度の導入（法第４条）

認証業務（電子署名が本人のものであること等を証明する業務）に関し、一定の水準（本人確認方法や設備等）を満足することを国が認定できることとし、認定を受けた業務についてその旨表示することができることとするほか、認定の要件、認定を受けた者の義務等を定める。

⇒ 認証業務における本人確認等の信頼性を判断する目安を提供。

現在の取組み（平成 15 年3月 31 日現在）

① 11 件の認証業務を認定（現在４業務につき審査中）
② 電子署名・認証業務に関する普及啓発活動として、セミナー等を開催
③ 認証業務の新しいビジネスモデルを対象とした認定基準について検討中

【共通基盤技術開発】

【府省名：経済産業省　】

実施施策名	**セキュリティ技術開発**
当該施策に係る実現目標	**電子政府の基盤である情報セキュリティを確固たるものにするための技術開発を推進することにより、電子政府の安全性・信頼性を確保する。**
本施策の効果	**セキュアな電子政府を構築することにより、国民に対して安心感を与え、電子政府の積極的な活用を促進。また、セキュリティ対策の範を示す。**

事　業　計　画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	セキュリティ技術開発及び暗号評価等			→
		セキュリティの基本技術である暗号技術の評価の継続、技術開発の推進等	セキュリティ対策アプリケーション技術等の開発、暗号技術の評価、実装評価等の調査、セキュリティ評価手法・技術の開発	暗号技術、暗号実装技術等の評価
所要経費 予算措置(千円) *	1,020,000	1,414,000 （補正：2,000,000）	997,784	500,000
（内訳）　開発等、一時的に要する費用	1,020,000	932,000 （補正：2,000,000）	*712,000*	*350,000*
運用等、恒常的に要する費用		482,000 （補正：2,000,000）	*285,784*	*150,000*

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） 技術開発、暗号評価等を予定どおり実施
	（具体的な事業実施内容） セキュリティ技術開発の実施 暗号評価の実施 情報セキュリティ要求仕様書を作成
平成15年度の事業実施に向けての課題等（本年度の反省点等）	平成14年度に策定された「電子政府推奨暗号リスト」に記載されている暗号の監視や暗号モジュール評価基準の作成等を実施。
平成15年度の事業実施計画・方針等（本年度の改善点）	セキュリティを適切に評価するための基盤技術（システム評価など）の開発を実施するとともに、暗号技術については電子政府推奨暗号リストに記載されている暗号等の技術評価、暗号モジュール評価基準の作成等を実施し、一定以上の品質、安全性、信頼性を確保する。
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	ISO/IEC暗号標準化の進展、米国NIST等２国間関係強化、コモンクライテリアに基づく国際相互承認加盟国が拡大、電子署名法に基づく電子認証業務の認定制度の国際相互承認の推進、内閣官房との連携

電子政府のセキュリティ技術開発

１．施策・事業の概要

「e-Japan 重点計画」及び「e-Japan2002 ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ」に基づき、電子政府を実現するために不可欠な情報セキュリティに関する技術開発、暗号技術評価等を実施する。

また、セキュリティ評価技術等の確立のための機能の開発を行う。

２．各事業の内容

(1)セキュリティ技術開発

２００３年から実施予定の電子政府を視野に入れ、不正アクセス等に対するプロテクション技術等の総合的な技術開発を行う。また、電子政府のセキュリティ確保のために不可欠な、ぜい弱性、脅威の分析手法の開発を行う。

(2)暗号技術評価

電子政府で用いる暗号技術の安全性を確保するため、公募方式によって暗号アリゴリズムを募集し、技術的・専門的な見地から客観的に評価を行う。また、昨年の評価結果について、有望な暗号技術について更に詳細な評価を実施する。また、評価方法・結果をデータベースに入力する。

(3)暗号ﾓｼﾞｭｰﾙ評価

暗号技術そのものが強固であっても、実装面が脆弱であれば、その暗号技術も意味をなさないことから、実装面に着目し、暗号ﾓｼﾞｭｰﾙ評価に関する調査を行う。

実施施策名	汎用電子申請システムの開発
当該施策に係る実現目標	平成１０年度第３次補正予算により開発（平成１２年８月）した「インターネットによる汎用電子申請システム」を用いて、実際の認証システム、原本性保存システム等との接続のために必要なインターフェース機能の開発を実施する。
本施策の効果	各種行政手続に対応しうる汎用的な電子申請システムを構築することにより、インターネットを利用した、オンラインでの申請・届出等を行うことが可能となる。

事　業　計　画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
	システム構築 実証実験	機能高度化 実証実験	機能高度化 実証試験	機能高度化 実証試験
事業内容		必要な機能を段階的に開発していくとともに、実証実験および運用を行う	歳入金電子納付システム対応 自治事務基盤対応 第3者証明書対応 セキュリティー基盤の高度化 霞が関WANを活用した他機関との連携システムの対応	歳入金電子納付システム対応 電子公文書作成・発出対応 基本システム・審査機能の改善・高度化 霞が関WANを活用した他機関との連携システム対応
所要経費 予算措置(千円)＊	390,000	585,000 （補正： 全体800,000のうちの300,000）	全体725000のうち、 400,000	412,200
（内訳）　開発等、一時的に要する費用	*390,000*	*585,000 （補正：300,000）*	*400,000*	*400,000*
運用等、恒常的に要する費用				*12,200*

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） 申請者及び審査官ソフトウェアのユーザ・インタフェース機能、24時間365日稼働（本年3月末までに約190件のオンライン申請有。）、オンライン申請増加に対する負荷分散、オンライン申請手続の維持管理段階に配慮した保守運用等への対策など、システム等の効率化・高度化を図った。 （具体的な事業実施内容） ・受付審査等事務処理の高度化 ・個別手続のオンライン化への支援 ・手続様式電子化作業等の効率化への対応 ・財務省歳入金電子納付システム連携への対応 ・指定法人等窓口多様化への対応
平成15年度の事業実施に向けての課題等(本年度の反省点等)	「e-Japan重点計画」の最終年度となることから、各種手続のオンライン運用に向けた当該システムの更なる機能拡充・操作性の向上等を図るとともに、各府省間の相互運用性（標準的な基本仕様、電子公文書の作成・発出、手数料等納付など）への対応が不可欠。
平成15年度の事業実施計画・方針等（本年度の改善点）	手続の性質・属性等に対応した当該システムの各種機能の高度化を図る。 ・手数料等納付対応（財務省歳入金電子納付システムとの連携） ・電子公文書作成・発出対応（総務省システムの組込） ・申請者ソフトウェアにおけるWEB方式の採用 ・受付審査（画面表示・作業遷移など）等事務処理 ・保守・運用監視　　等
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	

平成１４年度電子政府行政情報化事業（汎用電子申請システム開発事業）実施状況

１．目　　的

経済産業省は、「申請・届出等手続きの電子化推進のための基本的枠組み」（平成１２年３月３１日行政情報システム各省庁連絡会議了承）に基づき、当省所管法令に係る申請・届出等手続きのオンライン化を計画的かつ着実に推進するためのアクション・プランを策定し、オンライン運用を可能とする手続きを順次拡大しているところである。

また、「２００３年度までに民間から政府、政府から民間への行政手続きをインターネットを利用しペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築」するというミレニアム・プロジェクトに沿って、従来から開発してきたインターネットを活用した汎用電子申請システムの段階的な高度化及び機能追加を実施する。

２．平成１４年度実施内容

（１）個別手続のオンライン化のための電子申請様式の整備

経済産業省が所管する法令（法律、政令、規則等）に基づく手続について、汎用電子申請システムによるオンライン運用が可能となるような手続内容を調査し、平成１５年度に予定している様式等の電子化作業を効率的に実施するための準備を行った。

具体的には以下の作業を実施した。

①調査作業

手続を所管する担当原課との調整を行い、様式電子化のための要件を整理した。

具体的には、法令情報（手続名称、根拠条項等）及び手続の運用に関する情報（申請先、申請対象者等）について、以下の項目を調査した。

・様式の記載項目及び記載項目間の関連の整理
・形式要件審査のための条件の整理
・添付資料に関する情報の整理

②オンライン主務省令に合わせた電子化作業の準備

上述①に基づいた様式等の電子化をオンライン主務省令に合わせて効率的に実施するため準備を行った。

具体的には、以下の項目を作業した。

・法令等で定められた様式の電子化の基本設計
・手続に必要となる添付文書のひな型（必要な場合のみ）の作成
・形式要件審査のための条件情報の作成
・画面表示、印刷のためのスタイル情報の作成

（２）様式・処理手順支援機能の開発

上述（１）を支援する機能とともに、政府の標準化動向に合わせた様式・処理手順支援機能の高度化を行った。

また、開発成果を実際に作業に利用し、その有効性を検証した。

具体的には以下の作業を行うことにより実施した。

①設計・開発作業

政府の標準化動向に合わせた様式電子化、手続の構成情報、形式要件審査の条件情報、画面表示、印刷のためのスタイル情報に対し、作業の効率化を支援する機能を設計・開発した。

具体的には、次の要件を満たす機能を開発した。
・機能実現においては、作業者の利便性に配慮し自動化又は操作性の高いインターフェースを備えること。
・手続の多様性に配慮し、経済産業省の保有する手続に対応できるよう汎用性を備えること。
・手続の維持管理段階に配慮した保守運用を支援する機能を有すること。

②検証作業
上述①にて開発した機能を実作業に適応し、有効性を検証した。
具体的には、以下の作業を実施した。
・実在する手続を対象に検証を行った。
・検証に当たっては実運用を想定し、運用手順書及び取扱説明書を準備した。
・実験運用を始めるに当たり、被験者に対し教育を実施した。
・検証期間中は実証実験に関する質問等へのサポート体制を確立し、運用支援を行った。

（３）歳入金電子納付システム連携機能の開発
財務省会計センターにて開発中の「歳入金電子納付システム」と連携し、申請・届出に係る手数料等を処理する機能を開発した。（申請者への納付情報等の案内や、歳入金電子納付システムと連携した歳入事務を実現した。）
また、開発成果を利用し実証実験を行うことにより、その有効性を検証した。
具体的には、以下の作業を実施した。

①設計・開発作業
歳入金電子納付システムに合わせた納付番号・納付情報の作成を支援する機能を設計・開発した。
具体的には、実証実験に必要な機能を開発するために、機能仕様設計、構造仕様設計、結合試験及び総合試験を実施し、以下の要件を満たす機能を開発した。
・歳入金電子納付システムとのデータインタフェースに適合したデータ生成が可能であること。（納付情報登録・照会機能、領収済照合機能）
・処理手順において歳入金電子納付システムとの同期を図ることが可能であること。（納付情報取消し機能、最終納付年月日変更機能）

②実証実験検証作業
上述①にて開発した機能を実作業に適応し、有効性を検証した。
具体的には、財務省が準備段階の企画及び実際の実証実験作業時の立ち会いを担当し、当省を含む実証実験作業体制の下、検証作業により定量的、定性的データを取得することを目的として、以下の内容を実施した。
・実在する手続を対象に検証を行った。
・検証に当たっては実運用を想定し、運用手順書及び取扱説明書を準備した。
・実験運用を始めるに当たり、被験者に対し教育を実施した。
・検証期間中は実証実験に関する質問等へのサポート体制を確立し、運用支援を行った。

（４）窓口多様化対応機能の開発
経済産業省が所管している手続において、指定法人等の他の受付機関が担当する手続に対して、申請者等や受付機関の実情にあわせた手続事務のオンライン化が可能となるように窓口機能の多様化を図った。

また、開発成果を実際に経済産業省の担当者が利用し、その有効性を検証した。
具体的には以下の作業を実施した。

①設計・開発作業

受付機関の多様化に合わせ、作業の効率化を支援する機能を設計し開発した。

具体的には、実証実験に必要な機能を開発するために、機能仕様設計、構造仕様設計、結合試験及び総合試験を実施し、次の要件を満たす機能を開発した。

- ・導入の容易性に配慮し、システム規模や導入作業において ITEM2000 と比較し、申請書振分統合機能や原本廃止機能等を有するコンパクトな設計を行った。
- ・システムの利用に際して、国民が簡易に導入可能とする点に配慮し、Web ブラウザを基本としたユーザインタフェースを備えた。

②実証実験検証作業

上述①にて開発した機能を実作業に適応し、有効性を検証した。

具体的には、円滑な実証実験作業体制の下、検証作業及びアンケート調査作業により定量的、定性的データを取得することを目的として、以下の内容を実施した。

- ・実在する手続を対象に検証を行った。
- ・検証に当たっては実運用を想定し、運用手順書及び取扱説明書を準備した。
- ・実験運用を始めるに当たり、被験者に対し教育を実施した。
- ・検証期間中は実証実験に関する質問等へのサポート体制を確立し、運用支援を行った。

【府省名： 総務省 】

実施施策名	公共電気通信システム開発における汎用技術の開発
当該施策に係る実現目標	公共性を有する業務の用に供し、当該業務の利便性を効果的に高める公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発を促進するため、ネットワーク上での本人確認、改ざん防止を実現する機能や、各地方公共団体が電子自治体を構築する上で共通の技術課題を解決するため等の研究開発を実施する。
本施策の効果	本研究開発の成果は、電子自治体等の構築及び推進するための汎用的技術として、広範なシステムに活用されることが期待される。

事 業 計 画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容 運送関係行政申請手続電子化システム（旧運輸省と連携）	本人認証・改ざん防止技術（12年度）	長大データ申請関連技術（12年度途中～14年度）		
地方公共団体申請手続電子化システム（旧自治省と連携）	組織・個人認証関連等技術（12年度～14年度）			地方税電子納税関連技術
所要経費 予算措置(千円)＊	1,900,000の内数	700,000の内数	611,489の内数	338,285
（内訳） 開発等、一時的に要する費用	*1,900,000の内数*	*700,000の内数*	*611,489の内数*	*358,285*
運用等、恒常的に要する費用	*0*	0	*0*	*0*

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） 公共分野の電子化に関わるモデルシステムの研究開発について事業計画に従い、研究開発を実施。年度末には報告書を取りまとめた。 （具体的な事業実施内容） 次の研究開発を実施 ・大量添付書類送受信適用技術 ・地方公共団体における個人認証基盤の整備に係る技術 ・インターネットを活用した地方税電子申告に係る技術 ・インターネットを活用した消防防災申請・届出に関する技術
平成15年度の事業実施に向けての課題等（本年度の反省点等）	本件研究開発の実施にあたっては、各地方公共団体等が構築するモデルシステムとして、今後の研究開発の方向性に留意することが重要。
平成15年度の事業実施計画・方針等（本年度の改善点）	より早期の研究成果の取りまとめ。
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	国土交通省及び総務省内自治部局（旧自治省）と連携し、研究開発を実施。(14年度)

申請手続電子化に資する電気通信システムの共同開発

「特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律」に基づき、行政分野における公共サービスの提供の基盤となる、相互接続性や運用性が確保された電気通信システムの開発に必要な技術の研究開発を実施。

1　これまでの取り組み

「特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律」（平成１０年法律第５３号、最終改正：平成１２年法律第４６号）を制定し、公共分野の情報化の推進に資する電気通信システムの開発に必要な技術の研究開発体制を整備。

2　施策の概要

⑴　国土交通省と連携し、運送関係行政事務における申請手続に関して、長大データ（添付書類等が膨大な大容量データ）の申請が可能なシステムの研究開発を実施。

⑵　総務省の自治部局と連携して、地方公共団体行政事務に関する申請手続き電子化に資するための技術に関する研究開発を実施。

3　イメージ図

【府省名： 防衛庁 】

実施施策名	システム・セキュリティの実装環境での運用評価を通じた技術評価基準体系の整備
当該施策に係る実現目標	電子政府実現に必要不可欠なコンピュータ・セキュリティの確保にも資する人的・技術的基盤を構築するとともに、技術評価基準体系を確立する。
本施策の効果	構築した技術評価基準体系を、国防上支障のない範囲内でこれを開示し、他省庁等のセキュリティレベルの向上に寄与する。

事 業 計 画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	システム整備	実験及び実証	実験及び実証	技術評価基準体系の確立
所要経費 予算措置(千円) ＊	1,323,211	0	0	0
（内訳） 開発等、一時的に要する費用	1,323,211	0	0	0
運用等、恒常的に要する費用	0	0	0	0

＊自衛隊の隊員が運用することから、恒常的に要する費用は発生しない。

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） 予定どおり実施 （具体的な事業実施内容） 脆弱性情報に関するデータベースを充実させ、それを活用し、運用評価に係る実験及び実証を実施する。
平成15年度の事業実施に向けての課題等（本年度の反省点等）	前年度までに実験及び実証を行った情報システムに関する脆弱性情報（侵入、改竄方法等）を活用して、運用に係る基準を確立することが必要
平成15年度の事業実施計画・方針等（本年度の改善点）	情報システムに関する多数かつ精巧な脆弱性情報（侵入、改竄等）のデータベースを充実、活用し、運用に係る基準を確立する。
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	特になし

セキュリティシステムのネットワーク構成

ネットワーク評価システム構成図

個人認証評価システム構成図

【申請･届出等手続の電子化】

【府省名：文部科学省　】

実施施策名	原子力安全規制等に係る申請等の電子化の推進
当該施策に係る実現目標	**放射線障害防止法及び原子炉等規制法等に基づく申請・届出等について、申請者の負担の軽減、行政処理の効率化・簡素化を目的として、電子申請システムの整備を行う。同時に、安全行政の効率的な推進に不可欠となる放射線取扱施設等の安全規制に関するデータベースを構築する。**
本施策の効果	本施策の実運用に伴い、行政側においては業務の迅速化・効率化が図られる。また、申請者側においてもオンラインによる申請が可能となることから負担の軽減が図られるものである。

事　業　計　画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	システム構築・試験運用等（12年度〜14年度） システムの構築、試験運用、実運用に向けて関係法令の精査、改正等	文部科学省汎用受付システム、認証局等のシステム構築（13年度〜15年度）	個別手続の申請書作成画面作成及びデータベース等の構築 一部オンライン化実施 成果を生かして文部科学省全体システムを構築 一部オンライン化実施	オンライン化実施 システムの実運用を開始
所要経費 予算措置(千円)*	215,000	95,499 (補正：327,433)	39,679	39,679
（内訳）　開発等、一時的に要する費用	*210,275*	*38,799*	*0*	*0*
運用等、恒常的に要する費用	*機器借料 4,725(1ヶ月分)*	*機器借料 56,700(12ヶ月分)*	*機器借料　29,988 運用委託費　9,691*	*機器借料　29,988 運用委託費　9,691*

平成14年度の事業実施状況	(本年度の目標に対する達成状況) 平成14年度の一部オンライン化実施に際し、既存システムの改修を行った。また、個別手続プログラムの開発及びデータベースの整備を行った。 (具体的な事業実施内容) 既存システムの改修。個別手続プログラムの開発。データベース整備。汎用受付システム及び認証基盤等、省システムへの連携作業。
平成15年度の事業実施に向けての課題等(本年度の反省点等)	・電子申請システムの円滑な運用 ・申請・届出手続等の個別手続プログラムの追加作成
平成15年度の事業実施計画・方針等(本年度の改善点)	・手数料納付機能等の整備 ・りん議・決裁システムの整備 ・申請・届出手続等の個別手続プログラムの追加作成
参考事項(関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など)	

（参考資料）

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課における手続の電子化状況

文部省科学技術・学術政策局原子力安全課におけるアクションプランに基づく手続の電子化状況は以下のとおり。アクションプランに基づく予定の通り手続きの電子化を進めており、今年度は、現在試験運用を実施している計１５４手続について本格的に運用を開始することとし、また計２０７手続を電子化する予定。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律関係
（放射線安全規制関係）
- ・運用を開始した手続数:　９手続
- ・試験運用を実施した手続数:　２８手続
- ・今年度構築予定の手続数:　８７手続

○核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係等
（研究炉等安全規制関係）
- ・試験運用を実施した手続数:　６９手続
- ・今年度構築予定の手続数:　７９手続

（保障措置関係）
- ・試験運用を実施した手続数:　４１手続
- ・今年度構築予定の手続数:　３２手続

○原子力災害対策特別措置法関係
（防災環境対策関係）
- ・試験運用を実施した手続数:　７手続
- ・今年度構築予定の手続数:　９手続

合計

- ・運用を開始した手続数:　９手続
- ・試験運用を実施した手続数:　１５４手続
- ・今年度構築予定の手続数:　２０７手続

【府省名:　　金　融　庁　　】

実施施策名	証券取引法における有価証券報告書等の提出・情報公開システムの整備・運用
当該施策に係る実現目標	証券取引法に基づき提出される有価証券報告書等の開示書類等について、提出・受理・審査・公衆縦覧等をインターネットの活用により電子的に行うシステム（EDINET）を段階的に整備し、順次運用を開始する。
本施策の効果	単に開示書類等の電子媒体を通じた提出等に止まらず、総合的な電子開示として提出・公衆縦覧等一連の手続きが効果的かつ効率的に機能し、証券市場を通じてIT推進及び経済新生が図られると考えられる。

事　業　計　画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	システム整備・試験運用	システムの一部運用開始、システム整備 有価証券報告書等の電子化の導入等	システムの一部運用開始、システム整備 有価証券届出書等の電子化の導入等	残りのシステムの運用開始、システム整備 大量保有報告書等の電子化の導入等
所要経費 予算措置（千円）*	1,027,896	1,397,842 （補正：428,021）	733,439	909,617
（内訳）開発等、一時的に要する費用	*740,132 （補正：561,093）*	*978,326 （補正：428,021）*	*258,771*	*312,772*
運用等、恒常的に要する費用	*287,764*	*419,516*	*474,668*	*596,845*

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） ・平成14年6月より有価証券届出書等の電子化を可能とするためのシステムの運用開始。 ・EDINETによる開示書類等の提出会社数は、運用開始当初（平成13年6月末）の約 500社から、平成15年3月末時点では約 2,500社に増加。 ・また、行政サービスの一環として行われている情報公開サイトへのアクセスも平成14年7月には 60,000件を超えている。 （具体的な事業実施内容） ・有価証券届出書等の開示書類等について、提出・公衆縦覧等の一連の手続を電子化。
平成15年度の事業実施に向けての課題等（本年度の反省点等）	特になし。
平成15年度の事業実施計画・方針等（本年度の改善点）	平成15年6月までには大量保有報告書等の電子化が予定されているほか、平成16年6月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、関係法令等の整備やシステム面での更なる基盤整備を推進していく。
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	特になし。

有価証券報告書等の電子化後の開示関連事務の流れ

≪電子開示手続等に係るＥＤＩＮＥＴ適用時期≫

	開示書類等	適用時期 ～H13／6	H13／6～H14／6	H14／6～H15／6	H15／6～H16／6	H16／6～H19／6
電子開示手続	[流通開示手続] ○有価証券報告書 ○半期報告書 ○臨時報告書 ○秘密事項の非縦覧申請 （上記書類に係るもの）	書面による提出	任意	任意	任意	原則適用
電子開示手続	[上記以外の電子開示手続] ○有価証券届出書 ○発行登録書 ○発行登録追補書類 ○秘密事項の非縦覧申請 （上記書類に係るもの） ○発行登録取下届出書 ○自己株券買付状況報告書 ○公開買付届出書 ○意見表明報告書 ○公開買付報告書 ○公開買付撤回届出書	書面による提出	書面による提出	任意	任意	原則適用
任意電子開示手続	○有価証券通知書 ○発行登録通知書 ○別途買付禁止の特例を受けるための申出書	書面による提出	書面による提出	任意	任意	任意
任意電子開示手続	○大量保有報告書 ○変更報告書 ○基準日の届出書	書面による提出	書面による提出	この間で←政令で→定める日	任意	任意

（注）「電子開示手続」は原則適用（平成16年５月31日までは任意適用）、「任意電子開示手続」は任意適用である。

【府省名：財務省（国税庁）】

実施施策名	国税の電子申告システムの整備運用
当該施策に係る実現目標	2003年度までに、国税の申告手続等をインターネット等のネットワークで行うことのできる電子申告システムを構築し、一部の税目等について運用を開始。
本施策の効果	納税者は、自宅や事業所等に居ながらにして、インターネットを利用した申告を行うことが可能となる。 また、企業は電子化された経理データを活用して、会計処理と税務申告といった一連の作業を電子的に処理でき、コストを削減することができる。

事　業　計　画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	実験の実施	システム設計 12年度の実験等を踏まえ、システムを構築する。	システム開発、機器を設置 引き続きシステムを構築するとともに、機器設置する。	システム開発、システム運用 システムテストを行うなどのシステム開発を行い、一部の運用を開始する。
所要経費 予算措置(千円)*	554,866	1,705,581 （補正：2,669,900）	12,042,558 （補正：799,629）	14,494,149
（内訳）　開発等、一時的に要する費用	*554,866*	*1,705,581 （補正：2,669,900）*	*10,214,423 （補正：799,629）*	*5,651,828*
運用等、恒常的に要する費用		*0 （補正：　0）*	*1,828,135 （補正：　0）*	*8,842,321*

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） 予定どおりシステム開発及び機器の設置を実施 （具体的な事業実施内容） 平成13年度に行ったシステム設計に基づき、電子申告等システムの開発及び機器の設置を実施した。
平成15年度の事業実施に向けての課題等（本年度の反省点等）	納税者等が国税当局に対して行う手続のほとんどを電子化する大規模で複雑なシステムであることから、納税者等が安心かつ信頼して利用できるよう、安定的稼働に留意した導入方策を実施する必要がある。
平成15年度の事業実施計画・方針等（本年度の改善点）	システムテストを実施するなど引き続きシステム開発を行うとともに、システムの安定的な稼働を最優先に、平成16年２月以降、安定的な稼働を確認しつつ段階的に利用者や業務を拡大していく。
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	当該システムを利用するためのソフトウェアとして、国税当局が提供するもののほか、民間会社等による電子申告用ソフトの開発が可能となるよう仕様を公開している。また、電子申告については、欧米諸国において1990年頃から導入され始め、パソコン通信による方法が主流であったが、近年インターネットを利用した申告手続が普及しつつある。

平成 15 年４月
国　　税　　庁

平成１６年２月より 段階的に　始めは名古屋国税局管内から
国税の電子申告・電子納税等ができるようになります

― 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の運用開始のお知らせ ―

○　これまで書面により行われていた次の手続をインターネット等でも行うことができるよう「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」を開発しています。

- 所得税、法人税及び消費税に係る申告
- 全税目の納税
- 申請・届出等

○　本システムには以下の特徴があるため、その運用に当たっては、安全確実なサービスの提供を行うこととしています。

- 個人から法人まで広範な納税者が利用
- 所得税の確定申告など一定の時期に利用が集中
- 税務手続は法定の期限までに行う必要があるものが多い

サービス開始時期

本システムの特徴を踏まえて、運用開始に当たっては、システムの安定的な稼動を最優先に、以下の方法により、安定的な稼動を確認しつつ段階的に利用者や業務を拡大していく予定です。

16 年２月
名古屋国税局管内(注 1)において
所得税申告、消費税申告（個人）の
運用を開始

16 年３月（下旬）
名古屋国税局管内において
法人税申告、消費税申告（法人）、納税(注 2)、
申請・届出等について運用を拡大

16 年６月
全国に運用を拡大

16 年９月（以降）
申請・届出等の運用を拡大

（注）１．名古屋国税局は岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の４県を管轄しています。
２．電子納税については、金融機関においてもシステム整備を行っています。

ご利用開始のための手続

本システムを利用しようとする方は、開始届出書に住民票の写しなど一定の書類を添付（提示）して、事前に納税地を所轄する税務署長に書面で提出し、本システムの利用のために必要な利用者識別番号及び仮暗証番号を取得する必要があります。

開始届出書については、本年秋以降に受付を開始する方向で検討しています。

なお、本システムの利用のためには、あらかじめ一定の条件を満たした電子証明書を取得しておく必要があります。

申告・納税等の手続

申告及び申請・届出等の手続

電子申告等を行う場合には、基本的には次の手順で行うことになります。

① 国税庁提供ソフト（利用者識別番号等と一緒に送付されます。）などを利用して申告等データを作成した上で、電子署名と電子証明書の添付を行います。

② 次に、国税庁の受付システムにアクセスし、利用者識別番号及び暗証番号を入力してログインした後、申告等データを送信します。

なお、医療費控除を受けるための領収書など第三者が作成した証明書等の添付書類については、別途送付等していただくことになります。

③ 利用者は、受付システムに用意される各自のメッセージボックスを見ることにより、送信データの内容を確認することができます。

納税の手続

電子納税を行う場合には、基本的には上記①、②と同様の方法で、国税庁の受付システムに、納付する税目や金額などの情報を登録した上で、金融機関のインターネットバンキングやＡＴＭを利用して、ご自分の預貯金口座からの振替えにより納付を行うことになります。

このほか、申告所得税、法人税及び消費税については、受付システムへの事前の登録なしに、インターネットバンキングやＡＴＭを利用して直接納付手続が行える簡便な方法もあります。

詳しくはホームページで

本システムの概要や利用に当たっての手続等については**「国税電子申告・納税システムホームページ」（http://e-tax.nta.go.jp）**に掲載しています。

具体的な手続等の詳細については、本年夏頃にお知らせする予定です。また、ヘルプデスク（手続等に関する問い合わせ先）についても、本年夏頃に開設する予定です。

【府省名：経済産業省】

実施施策名	経済産業省所管全法令におけるペーパレス申請のシステムの整備・運用
当該施策に係る実現目標	経済産業書所管法令における申請・届出の電子化
本施策の効果	申請･届出等手続の電子化を行うことにより、行政手続に伴う国民負担の軽減、行政サービスの向上等が可能となる。

事　業　計　画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	システム構築･実証試験	機能高度化･個別手続対応	（個別業務システム）システム構築 実証試験･運用 機能高度化 （汎用システム） 様式･処理手順支援機能の開発	（個別業務システム）システム構築 実証試験･運用 機能高度化 （汎用システム） 様式･処理手順支援機能の開発 電子申請の試験運用
所要経費 予算措置(千円)*	940,000	3,690,927（補正： 500,000）	1,496,404	1,053,734
（内訳） 開発等、一時的に要する費用	*940,000*	3,690,927（補正：500,000）	*734,358*	*396,191*
運用等、恒常的に要する費用		（補正：　　　　　）	*762,046*	*657,543*

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） 昨年7月に策定した「経済産業省　行政手続等の電子化推進に関するアクション･プラン」において、平成14年度に電子化を予定している手続2,834手続全てにつき、電子化を可能とする法令整備を行い、そのうち58手続についてオンライン化。また、アクション･プラン策定後、新たに制定された電気事業者等による新エネルギー等の利用に関する特別措置法に係る13手続につき、オンライン化。なお、平成14年度のオンライン申請件数は、約190件である。 （具体的な事業実施内容） ○様式･処理手順機能の開発（汎用電子申請システム開発事業） ○個別業務システム ○外為法EDIシステムの高度化 ○工業標準策定プロセスの電子化 ○省内システムの電子化 ○新エネルギー等利用法電子管理システム
平成15年度の事業実施に向けての課題等（本年度の反省点等）	昨年7月に策定した「経済産業省　行政手続等の電子化推進に関するアクション･プラン」の遂行。
平成15年度の事業実施計画・方針等（本年度の改善点）	昨年7月に策定した「経済産業省　行政手続等の電子化推進に関するアクション･プラン」に掲げた手続電子化の効率的実施。 国民の利便性向上、行政手続の簡素化･効率化の観点からの手続の見直しの実施。
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	

プレス発表

平成１５年２月４日
e-METI 推進室

経済産業省の行政手続等のオンライン化について

平成１５年２月３日（月）に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（以下「情報通信技術利用法」という。）が施行されたのに伴い、経済産業省は他の府省に先駆け、同日付けで情報通信技術利用法における主務省令を施行した。

これにより、経済産業省単独所管の行政手続２５７手続（主な法令：割賦販売法、鉱業法、アルコール事業法等）とともに、経済産業省が単独で所管している法令に規定する地方公共団体が行う手続等１，２６４手続の計１，５２１手続について、申請・届出等及び処分通知等を書面だけでなくオンラインでも行うことを可能とした。

また、上記情報通信技術利用法主務省令では、以下のような抜本的な手続簡素化を図った。

（１）本人確認のための住民票の写し、戸籍謄抄本、登記簿謄抄本等の添付の省略
本人確認のために住民票の写し、戸籍謄抄本、登記簿謄抄本等の添付を求めている手続について、オンライン申請では電子証明書を送付することとしているため、これらの資料の添付を省略できることとした

（２）住基ネットの利用による住民票の写しの添付の省略
住民基本台帳ネットワークが利用できる手続について、オンライン申請、書面申請ともに住民票の写しの添付を省略できることとした

（３）オンライン登記情報提供制度の利用による登記簿謄抄本の添付の省略
オンライン登記情報提供制度が利用できる手続について、申請者の申出により登記簿謄抄本の添付を省略できることとした

（４）インターネット上のウェブサイトに継続掲示される添付資料の省略
商業登記簿に登記したインターネット上のウェブサイトに継続的に掲示する貸借対照表等の一定の資料について、官側から閲覧することにより添付を省略できることとした

（５）複数部数提出資料等の提出部数の削減
複数部数の様式や資料の提出が求められている手続について、提出部数を削減して一通分のみの提出で可能とした

（６）電子申請等様式の書式の統一
電子申請様式を書式を様式を統一し、簡素化を図った

２．今後の予定
３月末を目途に国の手続約５，４００手続をオンライン化が可能となるよう法整備を行う予定。

【参考】経済産業省行政手続オンライン化アクションプラン

国の行政機関が扱う手続	オンライン化実施計画					手続の見直し	オンライン化困難な手続
	12FY	13FY	14FY	15FY	合計		
Ⓐ申請・届出等	96	233	2,122	334	2,785	1,002	
Ⓑ申請・届出等以外	24	3	712	1,891	2,630	34	
計	**120**	**236**	**2,834**	**2,225**	**5,415**	**1,036**	**0**
前回	82	9	918	1,145	2,154	318	8

地方公共団体が扱う手続	オンライン化実施計画					手続の見直し	オンライン化困難な手続
	12FY	13FY	14FY	15FY	合計		
Ⓐ申請・届出等	0	0	796	0	796	182	
Ⓑ申請・届出等以外	0	0	439	29	468	3	
計	**0**	**0**	**1,235**	**29**	**1,264**	**185**	**0**
前回	0	0	723	0	723	109	0

（本件に関する問い合わせ先）

経済産業省電子経済産業省(e-METI)推進室
横山　篤史、武濤　雄一郎、喜多見　富太郎

TEL：０３－３５０１－０３９８
FAX：０３－３５０１－５８０８

【府省名： 総務省 】

実施施策名	総務省所管法令におけるペーパーレス申請の先導的システムの整備・運用
当該施策に係る実現目標	平成１２年度中に関係省庁と連携し、ＧＰＫＩの実証実験を実施するとともに、平成１５年度までに、総務省所管の行政手続をインターネットを利用し、ペーパーレスで行えるオンラインシステムを構築し、運用する。
本施策の効果	総務省所管法令における申請・届出等手続が、インターネットを利用し、ペーパーレスで行えるようになる。

事 業 計 画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	個別行政手続処理ソフトウェア開発 （及び認証局と伴に実施する実証実験）	個別行政手続処理及び共通処理ソフトウェア開発 システム整備・試行運用・一部運用開始	個別行政手続処理及び共通処理ソフトウェア開発 システム整備・試行運用・一部運用開始	個別行政手続処理ソフトウェア開発 試行運用・運用開始
所要経費 予算措置(千円) *	900,298（H12補正）及び認証局実証実験の内数の合計額	531,753 （補正：271,103）	798,712	716,906
（内訳） 開発等、一時的に要する費用	900,298（H12補正）及び認証局実証実験の内数の合計額	479,711 （補正：271,103）	556,401	444,471
運用等、恒常的に要する費用	0	52,042 （補正： 0）	242,311	263,239

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） ・ 申請･届出等535手続のオンライン化実施。 （具体的な事業実施内容） ① 平成14年度オンライン化実施手続に係る申請様式の開発。 ② 代理申請機能の開発。 ③ 連名申請機能の開発。 ④ 内部業務処理システムとの連携。 （利用状況） ※平成14年4月1日から平成15年3月31日までの合計 ①電子申請･届出システム ・トップページへのアクセス件数：121，161 ・利用件数：2 ②電子申請の体験コーナー ・トップページへのアクセス件数：31，642 ・体験申請件数：1，066
平成15年度の事業実施に向けての課題等（本年度の反省点等）	･共管手続のオンライン化の実施。 ･既存の審査支援データベースとの連携。
平成15年度の事業実施計画・方針等（本年度の改善点）	① 申請者インターフェースの操作性の一層の向上に向けた検討。 ② 不服申立手続、準司法的手続に係るオンライン化の検討。 ③ 手数料の納付を必要とする手続のオンライン化の実施。
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	特に無し。

総務省電子申請・届出システムにおける機能拡充
（平成１４年度実施事項）

総務省電子申請・届出システムは、平成１４年度において、代理申請、連名申請、補正、取下げ等の機能を追加するとともに、文書管理システム、決裁・供覧システム等の内部業務処理システムと連携した総合的な申請処理システムとして機能拡充し、２４時間３６５日の運用を実現。以下は、総務省電子申請・届出システムにより代理申請及び連名申請（連署）を行う場合の処理の流れ。

１．代理申請

2．連名申請（連署）

申請者
SSL通信
電子申請・届出システム
1)1人目の申請者は、連名人数（最大3名）を選択し、電子申請システムの画面から電子申請書を作成し、申請者の署名を行って送信します。※
その際、2人目、3人目の申請者の情報、連絡先も入力します。
ここで入力する「申請日」は2人目、3人目の申請者が署名を行う期限になります。
申請者 1
申請書 XMLファイル
申請者1署名
2)受信した申請書の内容と署名を検証します。
一時預かり通知
預かり番号
問合せ番号
3)預かり番号、問合せ番号を申請者に送信します。
4)一時預かり通知画面で預かり番号、問合せ番号を確認します。
5)1人目の申請者は、2人目、3人目の申請者に預かり番号と問合せ番号を連絡します。
INTERNET
6)1人目の申請者が提出してから最後の申請者が預かり番号、問合せ番号で連署用サイトにアクセスし、署名を行って送信するまでの間、申請者は、申請の状況確認、削除を行うことができます。
申請者
7)申請者からの要求に応じて、状況を表示、一時預かりデータの削除を行います。
8)2人目の申請者は預かり番号、問合せ番号を入力し、連署用のサイトにアクセスします。1人目の申請者が提出し、一時預かりされている申請書を確認し、電子署名を行って送信します。
必ず1人目の申請者が指定した「申請日」までに行います。
申請者 2
申請者2署名
9)受信した申請書の内容と署名を検証します。
10)1人目の申請者に送信した預かり番号、問合せ番号を再度2人目の申請者に送信します。
11)3人目の申請者は預かり番号、問合せ番号を入力し、連署用のサイトにアクセスします。1人目、2人目の申請者が提出し、一時預かりされている申請書を確認し、電子署名を行って送信します。
申請者 3
申請者3署名
必ず1人目の申請者が指定した「申請日」までに行います。
12)受信した申請書の内容と署名を検証します。
到達確認通知
到達番号
14)到達確認通知画面で到達番号、問合せ番号を確認します。
13)到達番号、問合せ番号を申請者に送信します。1人目の申請者が指定した「申請日」に到達として扱われます。

【府省名：国土交通省】

実施施策名	国土交通省所管法令におけるペーパーレス申請のシステムの整備・運用及び各府省認証局（CA）を整備
当該施策に係る実現目標	国土交通省所管法令における申請・届出等手続の電子化を図るとともに、総務省が構築したブリッジ認証局と整合性のとれた国土交通省認証局を運用する。
本施策の効果	電子政府の実現 行政手続に係る国民負担の軽減 行政サービスの向上

事　業　計　画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	システム構築 実証実験	・受付システム及び認証局システム運用開始 ・法令手続の追加 ・12年度の実証実験を踏まえ受付システム及び認証局システムを構築し、13年6月に運用を開始 ・206手続についてオンライン化	・受付システム及び認証局システムの運用 ・法令手続の追加 ・542手続についてオンライン化	・受付システム及び認証局システムの運用 ・法令手続の追加 ・15年度電子化手続等（1，882手続）についてオンライン化
所要経費 予算措置(千円)＊	519,813	515,681 （補正：3,165,000）	3,449,330	2,259,151
（内訳）　開発等、一時的に要する費用	519,813	410,671 （補正：3,165,000）	2,929,336	1,659,756
運用等、恒常的に要する費用	0	105,010 （補正：　　0）	519,994	599,395

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） 平成14年度中にオンライン化予定の817手続のうち518手続についてオンライン化実施。 上記の他、平成15年度中にオンライン化予定の24手続について前倒しで実施。 なお、平成14年度のオンライン申請件数は1，722件である。 （具体的な事業実施内容） ・オンライン化様式の開発 ・大量添付データ送受信技術の開発 ・納付情報管理システムの開発
平成15年度の事業実施に向けての課題等（本年の反省点等）	・第三者証明受信・発出システムの開発 ・代理人申請についての検討
平成15年度の事業実施計画・方針等（本年の改善点）	「国土交通省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」等に基づき、計画的に手続のオンライン化を図る。
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	

電子政府の実現

～申請・届出等手続のオンライン化～

IT戦略本部決定

「e-Japan重点計画－2002」(H１４年6月)

国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにするとともに、行政機関等の間、同一組織内等において書面で行われている手続についても、原則として2003年度までにオンライン化する。

◎国土交通省におけるオンライン化の進捗状況

	～H13年度	H14年度	H15年度
単年度計	206手続	542手続	1882手続
累　計	206手続	748手続	2630手続

【府省名:　総務省　】

実施施策名	政府調達（公共事業を除く）の電子化の推進
当該施策に係る実現目標	**総理直轄のバーチャル・エージェンシー「政府調達手続の電子化プロジェクト」の検討結果に基づき、全省庁において、物品等の調達手続の電子化に取り組むことにより、企業の負担軽減及び行政事務の効率化を図る。**
本施策の効果	現在、紙ベースで行われている政府調達の諸手続を電子化することにより、企業の負担軽減と行政事務の簡素化・効率化を図る。

事　業　計　画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容 (1)調達情報提供の充実及び調達情報への簡易なアクセス	システム整備 → 平成13年度から運用するためシステム構築	システム運用 →	→	→
(2)競争契約参加資格審査・名簿作成の統一	システム整備 →	システム運用 →	→	→
(3)入札・開札の電子化		← システム整備	→	システム運用 →
所要経費 予算措置(千円)＊	350,000	200,000 （入札・開札の電子化経費）	400,000 （入札・開札の電子化経費）	110,779 （入札・開札の電子化経費）
（内訳）　開発等、一時的に要する費用	*301,000*	*200,000* *（入札・開札の電子化経費）*	*311,000* *（入札・開札の電子化経費）*	
運用等、恒常的に要する費用	*49,000*	*平成13年度以降の（1）（2）の運用経費は、各省庁分担*	*89,000* *（入札・開札の電子化経費）*	*110,779* *（入札・開札の電子化経費）*

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） ①調達情報提供の充実及び調達情報への簡易なアクセス 　政府調達情報の統合データベースシステムを構築し、平成１３年６月より運用を開始した。(ポータルサイトへのアクセス数は１日当たり約800件) ②競争契約参加資格審査・名簿作成の統一 （平成15年3月末現在の申請者数は62,000社） 　統一基準に基づく新システムを構築し、平成１３年１月より運用を開始した。 ③入札・開札の電子化 　総務省において、平成14年10月より電子入札・開札システムの運用を開始した。(入札処理件数は約80件) （具体的な事業実施内容） ①調達情報提供の充実及び調達情報への簡易なアクセス 　政府調達情報の統合データベースシステムの構築及び機器等の配備。 ②競争契約参加資格審査・名簿作成の統一 　統一基準に基づく新システムの構築及び機器等の配備。 ③入札・開札の電子化 　各省庁で利用可能な汎用性のあるシステムとするため、全省庁が参加する連絡会議において検討を行い、平成14年2月に統一的な仕様を決定した。 　この仕様に基づき、平成１４年度にプログラム開発を行い、平成14年10月25日より総務省で運用を開始した。また、平成１５年３月、開発した電子入札・開札システムを各省庁に配布した。
平成１５年度の事業実施に向けての課題等（本年度の反省点等）	構築したシステムの着実な運用を図るとともに、全省庁は、入札・開札の電子化について、平成１５年度中に導入するよう取り組む。
平成１５年度の事業実施計画・方針等（本年度の改善点）	①調達情報提供の充実及び調達情報への簡易なアクセス 　統合データベースの更なる充実を図る。 ②競争契約参加資格審査・名簿作成の統一 　システムの着実な運用を図る。 ③入札・開札の電子化 　全省庁は平成１５年度中に導入するよう取組む。(２年間前倒しで実施。)
参考事項 （関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議において検討を行っているもの。

政府調達情報の統合データベース

平成１３年６月運用開始

参加資格審査の統一
従来
各省庁
各省ごとの審査基準
・内容確認
・資格審査
・結果通知
・名簿作成
A省
B省
添付書類
申請書
添付書類
申請書
結果通知書
結果通知書
企業
希望する省庁
すべてに申請
持参による申請
新しい取り組み
各省庁
取りまとめ省庁
調達総合情報システムによる審査
（統一基準）等の事務を一括処理
A省
送付
申請書
（写）
入力
統一名簿
B省
内容確認
データ送信
出力
添付書類
申請書
結果通知書
結果通知書
送付
インターネット
送付
企業
いずれか
１省庁に申請
資格は全省庁
に有効
インター
ネット
による
申請も
可能
持参による申請
インターネット申請
平成１３年１月運用開始

入札・開札の電子化

現状
各省庁
開札
落札者決定
契約担当官
入札
入札者（又は職員）
立ち会い
入札書
入札書
企業
持参又は郵送
新しい取り組み
各省庁
開札
落札者決定
契約担当官
入札
入札者（又は職員）
立ち会い
締切
時間
管理
結果通知
認証
機関
インターネット
電子入札書
暗号化
入札書
入札書
企業
インターネット
による入札
も可能
持参又は郵送
平成14年10月（総務省）
平成15年度に全省庁

【総合行政ネットワーク、その他の関連施策】

【府省名：総務省】

実施施策名	総合行政ネットワークの構築に向けた実証実験等
当該施策に係る実現目標	**2003年度までに、各地方公共団体の自主的な取り組みにより、総合行政ネットワークの整備と国の霞が関ＬＡＮとの接続が図られることを期待する。**
本施策の効果	**1.各地方公共団体の情報化に対するインセンティブが高められる。 2.国と地方公共団体の大規模ネットワーク間相互接続による情報の共有化の促進。 3.行政事務の効率化。 4.重複投資の抑制。**

事　業　計　画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	実証実験 ←→	運用開始 ←→ 本年10月に、全都道府県、指定都市が参加して運用開始。さらに、一部市町村においても接続準備中。	国の霞が関WANとの相互接続 ←→ 市町村の参加を引き続き要請。LGWANを活用したASPサービスを推進。	運用の拡充 ←→ 全市町村が参加するよう要請。LGWANを活用したASPサービスを推進。
所要経費 予算措置(千円) *	*1,500,000*	*地方財政措置により適切に支援(50億円程度)*	*地方財政措置により適切に支援*	*地方財政措置により適切に支援*
（内訳） *開発等、一時的に要する費用*	*1,500,000*	*0*	*0*	*0*
運用等、恒常的に要する費用		*5,000,000*		

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） 平成１４年４月に霞ヶ関WANと相互接続。 （具体的な事業実施内容） 平成１４年７月に電子文書交換システムの運用を開始。 平成１５年３月末現在、４７都道府県、１２政令指定都市、４５０市町村がLGWANに参加。
平成15年度以降の事業実施に向けての課題(反省点等)	平成15年度までに全ての市町村の参加を要請。
平成15年度以降の事業計画・方針（本年度の改善点）	平成１４年４月に霞が関WANとの相互接続が実施された。平成15年度までに全ての市町村が参加するよう引き続き要請。
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	

総合行政ネットワーク

LGWAN は、地方公共団体の庁舎内に設置する LGWAN サービス提供設備、都道府県ネットワークオペレーションセンター(以下「都道府県NOC」という。)、全国ネットワークオペレーションセンター(以下「全国 NOC」という。)から構成される。

これらの施設及び機能は、セキュアなネットワークを実現するために、専用回線で接続されている。

平成 13 年 10 月に都道府県及び政令指定都市の参加により運用を開始し、平成 14 年 4 月に国のネットワークである霞が関 WAN と接続したところである。

LGWAN の構成

【府省名:国土交通省】

実施施策名	自動車保有関係手続のワンストップサービス化の推進
当該施策に係る実現目標	**概ね平成１７年（２００５年）を目標として、電子化によるワンストップサービスの実現を図るべく、諸課題を解決し、ワンストップサービス・システムの稼働開始を目指すこととし、段階的に対象手続・地域を拡大する。**
本施策の効果	自動車の保有に伴い必要となる検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税の納付等関係手続のワンストップサービス化を図ることにより、申請者における関係機関への出頭等の負担が大幅に軽減されるとともに、行政事務の効率化が期待される。

事　業　計　画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	実証実験 模擬システムによる要素技術の検証等に係る実験を実施	実証実験 システム全体の枠組みの在り方の調査・検討、調査検討内容に基づく模擬システムによる実験・評価を実施	仕様策定 システムの基本設計、詳細設計、それに基づく仕様の策定	システム開発、実用化試験 システム開発、整備の推進、実際の運用と併用した試験運用の実施
所要経費 予算措置(千円) *	149,563	219,964	200,484 （関係4省庁による連携要求）	1,070,376 （関係4省庁による連携要求）
（内訳） 開発等、一時的に要する費用	*149,563*	*219,964*	*200,484*	*1,070,376*
運用等、恒常的に要する費用	*0*	*0*	*0*	*0*

平成14年度の事業実施状況	(本年度の目標に対する達成状況) システム開発に向けたシステム要件定義及び具体的なシステムの基本・詳細設計を作成した。 (具体的な事業実施内容) 自動車保有関係手続のワンストップサービスのグランドデザインに基づき、システム要件定義及びシステムの基本設計、詳細設計を作成した。
平成15年度の事業実施に向けての課題等 (本年度の反省点等)	システム開発に向けて、個人認証基盤、マルチペイメントネットワークシステムを用いた電子決済、セキュリティ等環境整備の状況を考慮して、各関係機関との連携を考えるとともに、法制度、費用負担等の在り方についても検討が必要。
平成15年度の事業実施計画・方針等 (本年度の改善点)	システム要件定義及びシステムの基本・詳細設計に基づき、システム開発・機器の調達を行うとともに、一部地域の自治体の参画を得て各関係システムと連携した試験運用を実施する予定。
参考事項 (関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など)	本件は、平成１１年１２月の高度情報通信社会推進本部の「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」の決定に沿って、「ワンストップサービス推進関係省庁連絡会議」において推進を図っているものである。

自動車保有関係手続のワンストップサービス

1．目的

自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続（検査・登録、車庫証明、自動車諸税の納付等）について、国民負担の軽減及び行政事務の効率化等を図る観点から、ワンストップサービス化の実現が求められている。

政府のｅ－Ｊａｐａｎ重点計画－２００２（平成 14 年 6 月）においては、１５年度に一部地域で実用化に係る試験運用を実施し、１７年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、これまで、内閣に設置された「ワンストップサービス推進関係省庁連絡会議」において関係省庁と連携し、実証実験、システム設計等ワンストップサービス化の推進を図ってきたところである。

2．平成１４年度実施内容

（1）ワンストップサービスシステムの実現に向けた調査検討に基づき、平成１４年８月にグランドデザインを策定した。

（2）自動車保有関係手続のワンストップサービスのグランドデザインに基づき、システム要件定義及びシステムの基本設計、詳細設計を作成した。

平成１５年度には、上記を基にシステム開発を行い、一部地域において実用化に係る試験運用を実施する。

【府省名：財務省(国税庁)　】

実施施策名	**国税の還付金振込事務の電子化**
当該施策に係る実現目標	**現在、税務署と金融機関（日本銀行代理店）との間で紙ベースで行っている還付金の振込事務について、平成13年秋までに国税庁から直接日本銀行に対し、磁気媒体を利用して振込データを交付するためのシステムを構築する。**
本施策の効果	還付金振込明細票（紙）による交付を磁気テープで行うことにより、行政の効率化（明細票出力及び金融機関別の仕分け等事務の削減）と民間金融機関の事務負担（明細票に基づく振込入力事務等）の軽減を図る。

事　業　計　画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	システム開発	外部テスト 日本銀行との外部テストを完了。 13年12月より運用を開始。	システム運用開始	
所要経費 予算措置(千円)*	471,445	平成13年度以降については、KSKシステム経費により運用		
（内訳）　開発等、一時的に要する費用	*471,445*			
運用等、恒常的に要する費用	*0*			

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） 平成13年12月運用開始後、本施策により、平成１３年度は約46万件、平成14年度は220万件の還付金の振込処理を実施。 （具体的な事業実施内容） 日本銀行などの関係機関を通じて、金融機関に対して本施策への参加を勧奨。 運用開始時点では、農協等を含めて約1,200(内銀行69)であった参加金融機関数が、平成１５年3月時点では漁協・信用金庫等の参加もあり約1,900(内銀行77)へと増加。
平成15年度の事業実施に向けての課題等（本年度の反省点等）	本施策に参加する金融機関の増加などにより、電子化される振込データの拡大を図る。 （本施策に参加希望のある金融機関においては、日本銀行等に参加申し出を行い、システムテストを経た上で随時参加） オンライン化については、日本銀行などの関係機関と検討中。
平成15年度の事業実施計画・方針等（本年度の改善点）	本施策に参加する金融機関の増加などにより、電子化される振込データの拡大を図る。
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	本施策においては、関係機関からの要望、開発コスト及びランニングコスト面からの検討を踏まえ、磁気テープを使用するシステムを利用することとしたところであるが、さらなる効率化を目指して、オンライン化も含め、日本銀行などの関係機関と検討している。

還付金振込事務の電子化（振込明細票の電子化）

現状のイメージ

磁気テープ利用開始後のイメージ

① 納税者が、税務署に還付申告書を提出。

② 税務署は、還付申告書に記載されている情報を国税庁（国税総合管理システム）に伝送。

③ 国税庁は、還付対象者への振込情報を記録した磁気テープを日本銀行本店に交付。

④ 日本銀行本店は、磁気テープを読み取ったうえで、金融機関に磁気テープを交付する。

― 東京銀行協会は、MT 交換システムを使って、磁気テープを金融機関別に分割。

― 振込資金は、日本銀行が政府当座預金から引落とし、金融機関に振込む。

⑤ 金融機関は、磁気テープの情報を基に、還付対象者の預金口座に還付金を振込む。

【府省名: 国土交通省 】

実施施策名	建築申請手続の電子化のための高度情報システムの研究開発
当該施策に係る実現目標	建築基準法の建築部材の認定等に係る申請・審査分野において、事務処理の迅速化及びコストの縮減を図るため、申請のオンライン化、申請図書の審査の一部を自動的に行う審査支援システムの開発、基準に適合する認定部材等に関するデータベースの構築を行う。
本施策の効果	オンライン申請への途を開くことにより図書のペーパーレス化が進展し、申請者の負担軽減に寄与するとともに、行政サイドの事務の効率化、迅速化が図られる。また、審査支援システムやデータベース開発により、設計や審査の省力化、迅速化が図られコストが縮減される。

事 業 計 画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	システム検討・整備	システム検討・整備	システム検討・整備	システム整備・システム運用開始
所要経費 予算措置(千円) *	150,345	60,469	67,883	46,771
(内訳) 開発等、一時的に要する費用	*150,345*	*60,469*	*67,883*	*19,133*
運用等、恒常的に要する費用	*0*	*0*	*0*	*27,638*

平成14年度の事業実施状況	(本年度の目標に対する達成状況) 基本的な方向性についての検討が完了し、国土交通省総合受付システムとのインターフェースの構築等を踏まえて、各テーマ別のシステムの開発を実施したところ。 (具体的な事業実施内容) ・国土交通省の総合受付システムとの機能分担の検討 ・国土交通省の総合受付システムとのインターフェースの構築 ・建築部材等の国土交通大臣の認定申請のオンライン化等の各テーマ別の事務処理システムの開発
平成15年度の事業実施に向けての課題等(本年度の反省点等)	本申請手続では、部材の構造詳細図等の各種図面を添付することが必要であるが、①多数のデータの規格が存在する中でどのように申請フォーマットを構築するか、②大容量の画像データの取り扱い等が課題である。
平成15年度の事業実施計画・方針等(本年度の改善点)	平成15年度の運用開始に向けて、国土交通省総合受付システム、料金収受システム等の開発状況と調整しつつ、本申請手続独自の開発分野のシステム検討、開発をすすめる。
参考事項(関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など)	本申請手続に必要となる図書(性能評価書)の発行主体である民間機関(指定性能評価機関)と協力し、今年度の内容を踏まえて電子化の手段及びその運用方法を検討することとしている。

建築申請手続の電子化のための高度情報システムの全体像

【府省名: 総務省 】

実施施策名	地方公共団体における電子認証システムについての検討
当該施策に係る実現目標	総務省において、地方公共団体による公的個人認証システム及び政府認証基盤（GPKI)との整合性を図った組織認証システムについての検討を進める。
本施策の必要性	地方公共団体と申請者（住民）がインターネットを介して文書交換を行うためには、当該地方公共団体もしくは申請者が発信した文書が、真に本人によって作成されたものであること、及び送信途中で改竄されていないことを、確認する手段が必要となる。行政機関側の認証システムについては、政府において政府認証基盤（GPKI)の構築を進めているところであり、地方公共団体においても、電子申請・届出の実現、行政文書の電子交換等を行うため、地方公共団体における組織認証基盤（LGPKI)の構築が不可欠である。また、申請者側の認証システムについても同様に、地方公共団体による個人の公的認証基盤として、現行の印鑑登録証明と同様の機能をもった電子認証システム（公的個人認証ｻｰﾋﾞｽ）の整備を進める必要がある。

事 業 計 画

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
事業内容	LGPKIのシステム詳細設計	LGPKIの構築（全都道府県、政令市における構築を要請）	市町村における構築を要請	全市町村における構築を要請
		個人認証サービスの構築に関する研究開発。法制面の検討。		全国的な実用試験を実施。 個人認証サービスの構築・運用開始
所要経費 予算措置(千円) * (注)	15,000千円	50,000千円	1,649,693千円	
（内訳） 開発等、一時的に要する費用	*15,000千円*	*50,000千円*	*1,649,693千円*	
運用等、恒常的に要する費用				

(注)LGPKIに要する経費についてはLGWANにおいて一括計上。

平成14年度の事業実施状況	（本年度の目標に対する達成状況） LGPKIについては、平成13年11月28日に、総合行政ネットワーク運営協議会において運用方針、実施規程等が決定され、平成13年度内に全ての都道府県、政令市において構築が行われた。 地方公共団体による公的個人認証サービスについては、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」が成立・公布。 （具体的な事業実施内容） ・全国実用試験等を実施する「公的個人認証サービス都道府県協議会」が設立（平成１５年２月）。 ・総務省に「地方公共団体による公的個人認証システム技術基準検討会」を設置（平成１５年２月）。
平成15年度の事業実施に向けての課題等（本年度の反省点等）	地方公共団体による公的個人認証サービスを開始するため、全国実用試験を行う。
平成15年度の事業実施計画・方針（本年度の改善点）	LGPKIについては、平成15年度までに全ての市町村における構築を要請。 地方公共団体による公的個人認証サービスについては、平成15年度からの運用開始。
参考事項（関係機関や民間との連携状況、当該テーマにかかる国際動向など）	

地方公共団体による公的個人認証サービス制度の概要
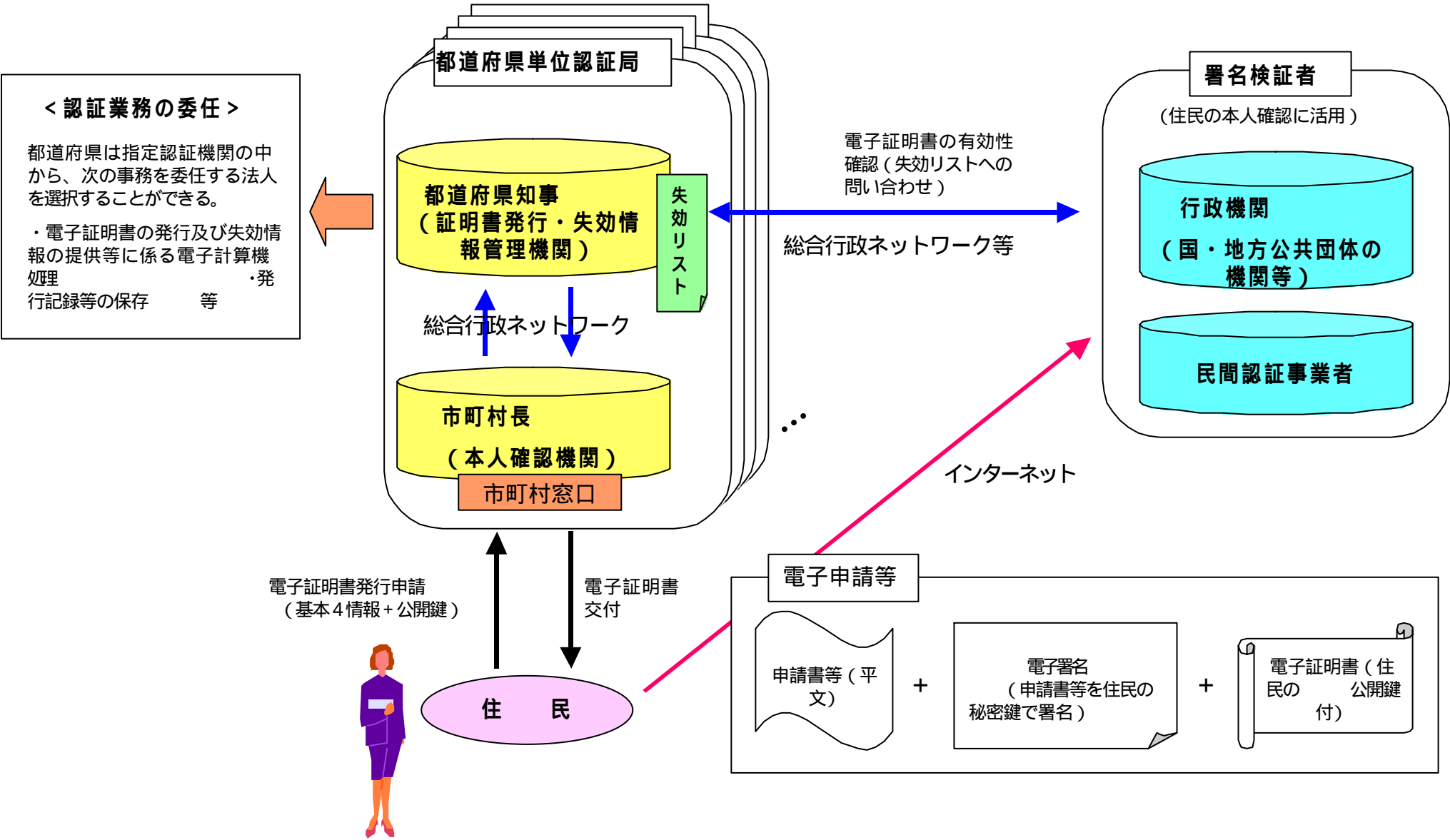
全国実用試験の実験概要

1．モデルシステムの構築

2．電子証明書発行申請の受付実験
（参加市町村の窓口）

3．電子証明書の発行実験
（受託都道府県の構築した認証局システム）

4．住民からのオンライン申請実験

5．署名検証者への失効情報提供実験
（他省庁等）